様式第28号（第32条関係）（表面）

求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給申請書

受給資格証番号				
申請者	氏　　名		広域求職活動費の申請回数	回目
	住所又は居所			

訪問事業所	名　　称	所　　在　　地

神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例施行規則第32条第１項の規定により、上記のとおり求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当の支給を申請します。

年　　月　　日

神奈川県市町村職員退職手当組合長　　様

申請者氏名（自署）

※公共職業安定所記載欄

支給番号等		支給決定年月日	年　　月　　日	
宿泊地	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係
泊数	泊	泊	泊	泊

区間	鉄道賃 距離(キロメートル)	鉄道賃 運賃(円)	鉄道賃 急行料金(円)	船賃 距離(キロメートル)	船賃 運賃(円)	航空賃 距離(キロメートル)	航空賃 運賃(円)	車賃 距離(キロメートル)	車賃 運賃(円)	宿泊料（円）	計（円）	鉄道距離換算キロ数(キロメートル)
	キロメートル	円	円	キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円	円	円	キロメートル
	キロメートル	円	円	キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円	円	円	キロメートル
	キロメートル	円	円	キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円	円	円	キロメートル
	キロメートル	円	円	キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円	円	円	キロメートル
合計											円	キロメートル

※備考	

求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額	円
差引支給額	円

様式第28号（第32条関係）（裏面）

注 意 事 項

1　この申請書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内に組合長に提出してください。

2　「広域求職活動費の申請回数」には、今回の受給資格に係る受給期間において、何回目の広域求職活動費の支給を申請するものかを記載してください。

例：今回の受給資格における受給期間において初めて広域求職活動費の支給申請を行う場合は「１」と記載してください。

なお、広域求職活動費は、所定給付日数に応じて、受給できる回数（上限回数）が決まっていますので、あらかじめご確認ください。

①　基本手当の受給資格者における上限回数は、所定給付日数に応じて以下の表の通りです。

基本手当の所定給付日数	90日	120日	150日	180日	210日	240日	270日	300日	330日	360日
上限回数	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回

※　給付日数の延長があった場合は、延長に応じた上限回数となります。

②　高年齢受給資格者及び特例受給資格者における上限回数は、３回です。

③　日雇受給資格者における上限回数は、３回です。（ただし、３回受給した後に１年経過した場合は再度3回まで受給可能になります。）

3　※印欄には、記載しないでください。